

暴力団の情勢について

1 暴力団員（※）数（平成23年末時点）

(1) 札幌市

北海道警察が把握する札幌市の暴力団員は約1,100人（前年比約100人減少）である。

- ・ 北海道の暴力団員の約39%を占めている
- ・ 暴対法に基づく指定暴力団（21団体）のうち、4団体（山口組、稲川会、住吉会、松葉会）の傘下組織がある。

(2) 北海道

北海道警察が把握する全道の暴力団員は2,830人（前年比580人減少）である。

- ・ 暴力団構成員の数は2,230人で、準構成員の数は600人
- ・ 団体別内訳は山口組2,040人、稲川会500人、住吉会140人、その他150人であり、主要3団体で約2,680人おり、94.7%を占める
- ・ 暴対法に基づく指定暴力団（21団体）のうち、6団体（山口組、稲川会、住吉会、会津小鉄会、極東会、松葉会）の傘下組織がある
- ・ 全国の暴力団員数の4%を占めている

		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
総人員		4,100	4,120	4,150	4,185	4,110	4,110	4,140	3,940	3,410	2,830
内	構成員	2,810	2,890	2,990	3,060	3,060	3,090	3,090	2,980	2,560	2,230
	準構成員	1,290	1,230	1,160	1,125	1,050	1,020	1,050	960	850	600

(3) 全国

全国の警察が把握する暴力団員は70,300人（前年比8,300人減少）である。

- ・ 暴力団構成員の数は32,700人で、準構成員の数は37,600人
- ・ 団体別内訳は山口組31,000人、稲川会8,100人、住吉会11,700人、その他19,500人であり、主要3団体で約50,900人おり、72.3%を占める

※暴力団員：暴力団構成員及び暴力団準構成員（暴力団と関係する者であり、暴力団の威力を利用して犯罪を行ったり、暴力団に資金や武器を供給している者）の合計

2 暴力団員検挙状況

(1) 北海道

平成23年中に北海道警察が検挙した暴力団員は1,156人で、前年に比べ84人増加している。

- ・ 刑法犯検挙は612人（内訳：粗暴犯242人、窃盗172人、詐欺84人、公務執行妨害18人、凶悪犯14人、その他82人）で、前年比13人減少
- ・ 特別法犯検挙は544人（内訳：覚せい剤取締法339人、風営適正化法29人、銃刀法19人、児童福祉法19人、出資法14人、その他124人）で、前年比97人増加

(2) 全国

平成23年中に全国の警察で検挙した暴力団員は26,269人で、前年に比べ583人増加している。

- ・ 刑法犯検挙は15,805人（前年比23人増加）、特別法犯検挙は10,464人（前年比560人増加）

3 銃器犯罪の取締り

平成 23 年中に北海道警察が暴力団から押収したけん銃は 3 丁（前年対比 + 1 丁）で、過去 10 年間の暴力団からの押収数は 49 丁である。

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
9	4	6	6	4	3	10	2	2	3	49

- ・ 北海道で暴力団による拳銃発砲事件の発生はなし
- ・ 全国の暴力団からの押収丁数は 123 丁（前年比 25 丁増加）
- ・ 全国の暴力団による拳銃発砲事件は 33 件発生（前年比 16 件増加）、死者は 5 人（同 1 人減少）、負傷者は 7 人（同 4 人増加）

4 対立抗争事件

北海道における暴力団による対立抗争事件は、平成元年以降 18 件発生し、けん銃の発砲回数は 68 回を数え、38 丁の銃器を押収している。

- ・ 平成 2 年には組事務所進出をめぐるトラブルから暴力団幹部が射殺され、薄野地区を舞台とした対立抗争は約 2 ヶ月間に及び、散弾銃の乱射や重機でビルを破壊するなど死者 3 名、負傷者 3 名を出した
- ・ 平成 18 年以降は、対立抗争事件の発生はない
- ・ 全国では、平成 22 年以降新規の対立抗争事件の発生はないものの、平成 19 年に福岡県下において発生した道仁会と九州誠道会の対立抗争は継続激化しており、平成 23 年中には同抗争に起因する不法行為が 13 回発生している

5 薄野地区における暴力団員によるみかじめ料・用心棒料にかかる事案

平成 18 年以降に薄野地区で発生した、暴力団員によるみかじめ料・用心棒料にかかる事案について、北海道警察で取り扱った事案は 4 件である。

また、同地区において、北海道暴力団排除条例に基づく検挙・行政処分等の事案の発生はない。

発生	概要	備考
18 年 2 月	暴力団幹部が、飲食店経営者に対し、「(車両修理代を) 全額弁償してもらおうか、みかじめ料として月々 2 ～ 3 万円ずつ払ってもらおうか、俺が用心棒としてこの店の面倒を見るか。他のヤクザはこの店では揉めることはない。」等と告げたみかじめ料・用心棒料の要求行為事案	恐喝未遂事件検挙後に、暴対法の中 止命令を発出
19 年 6 月	暴力団幹部が、飲食店経営者に対し、「ここら辺は、うちのシマだ。このシマで、俺たちを通さないで商売できるのか。商売出来なくしてやるぞ。」等と告げたみかじめ料の要求行為事案	暴行事件検挙後に 暴対法の中 止命令 を発出
22 年 1 月	暴力団幹部が、飲食店経営者に対し、「うちの組や俺等に任せろ。」 「店でなくても、個人的でもいいぞ。」 「月 3 ～ 5 万円で面倒みてやる。」等と告げた用心棒料の要求行為事案	暴対法の中 止命令 を発出
23 年 4 月	暴力団員が、飲食店従業員に対し、「本当にケツ持ちがいないのか。」 「俺がどういう人間かわかってるよな。」 「これからは毎月 10 万だからな。」等と告げたみかじめ料の要求行為事案	恐喝未遂事件検挙 後に、暴対法の中 止命令を発出

